第明三治十種郵便物認可　三十五年三月三十一日

本調査結果のうち労働時間に関する主なものについてみると、「事務・管理、販売・営業部門」がある企業について、営業時間帯の開始時刻及び終了時刻の平均は、それぞれ８時22分、17時50分となっており、基本的労働時間帯の開始時刻及び終了時刻の平均は、それぞれ８時41分、17時26分となっている。

また、時間外労働に関する三六協定がある企業は96.3%となっており、これらの企業についての時間外労働の命令方法は、「上司の個別指示」が39.0%、「上司の包括的な指示」が37.6%となっている。一方、時間外労働の確認方法は、「申告時間を上司が確認」が64.4%と最も多くなっている。

第５章　職員の福祉及び能率

第１節　健康安全対策

職員の健康の保持増進を図るとともに、職場の安全を確保するため、規則10―４（職員の保健及び安全保持）等を定めている。これらの規則に従い、各府省は健康安全管理のための措置を実施しているが、制度の円滑な運営を確保するため、人事院が基準の設定、総合的な指導、調整等を行っている。

１　健康の保持増進

⑴　心の健康づくり対策

平成18年度における一般職の非現業国家公務員の長期病休者（調査年度に引き続いて１月以上の期間、負傷又は疾病のため勤務していない者）調査における「精神及び行動の障害」を原因とする職員数及び全職員に占める割合が急増していること並びに公務において自殺した職員数が、平成18年度は71人、平成19年度は62人、平成20年度は65人で、調査対象職員数に対する死亡率（10万人に対する率）でみると、平成17年度の17.7に比べ、平成18年度は23.1、平成19年度は20.3、平成20年度は21.7と高止まり状況にあることを踏まえ、平成16年３月に発出した「職員の心の健康づくりのための指針」（勤務条件局長通知）に基づき、職員の心の健康づくり対策に重点的に取り組んできている。

ア　各府省の健康管理者等を対象とした「心の健康づくりの研修（健康管理者）」、各府省の職員及び管理監督者への研修を行う講師を養成する「心の健康づくりの研修（研修講師養成講座）」を各地方事務局（所）で開催している。

イ　各府省の職員、家族等が共同で利用できる「こころの健康相談室」（全国10か所に設置）を開設している。平成21年度における相談件数は、合計146件であった。

ウ　各府省が精神及び行動の障害による長期病休者の職場復帰及び再発防止に関して専門的立場から助言・指導を得られるよう、精神科を専門とする相談医が相談に応じる「こころの健康にかかる職場復帰相談室」（全国10か所に設置）を開設している。平成21年度における相談件数は、合計233件であった。

⑵　国家公務員の死亡者数等の調査

職員の健康管理及び安全管理の向上に資するため、平成20年度中に死亡した一般職の国家公務員について「国家公務員死因調査」を実施した（３年ごとに実施）。

平成20年度における在職中の死亡者は304人（死亡率（10万人に対する率）は101.4）で、前年度より３人増加（死亡率は2.6ポイント増加）した。

死因では、病死が223人で前年度より６人増加し、災害死が81人で前年度より３人減少した。災害死のうち、自殺は65人で前年度より３人増加し、死亡率は20.3から21.7と増加した。

また、主要死因別の死亡率は、前回調査（平成17年度）と比べ、病死及び災害死がともに増加して総数で5.1ポイント増加し、そのうち自殺は3.0ポイント増加し21.7となっている（表５－１）。

［表５－１］　主要死因別順位及び死亡率（国民との比較）

死因＼項目		国家公務員（平成17年度） 順位	死亡者数	死亡率	国家公務員（平成20年度） 順位	死亡者数	死亡率	国民（18～60歳）（平成20年） 順位	死亡者数	死亡率
	がん	1	241	42.7	1	128	42.7	1	48,296	67.1
病死	心臓病	3	61	10.8	3	31	10.3	3	14,701	20.4
	脳卒中	5	33	5.8	4	26	8.7	4	10,192	14.2
	その他		68	12.0		38	12.7		25,810	35.9
	計		403	71.4		223	74.4		98,999	137.5
災害死	自殺	2	100	17.7	2	65	21.7	2	19,524	27.1
	不慮の事故	4	37	6.6	5	15	5.0	5	7,977	11.1
	その他		4	0.7		1	0.3		1,548	2.2
	計		141	25.0		81	27.0		29,049	40.4
総計			544	96.3		304	101.4		128,048	177.9

(注)１　「国民」については、厚生労働省「平成20年人口動態統計」及び総務省「平成20年10月１日現在推計人口」を参考とした。

２　「死亡率」は、一般職の国家公務員及び国民のそれぞれ10万人に対する率を示す。

３　一般職の国家公務員数は、日本郵政公社の民営化等により、平成17年度の564,679人から平成20年度は299,910人に減少している。

⑶　健康診断の実施状況等

各府省の報告を基に把握した平成20年度の健康診断の実施状況をみると、各検査項目別の受診対象者の受診率は、前年度に比べほぼ横ばいであったが、総合的な健康診査（いわゆる人間ドック。規則10―４第21条の２）の受診者は、全職員の34.6%と、前年度に比べ0.6ポイント増加した。両者を含めた受診率はほぼ同様となっている。一般定期健康診断は、規則10―４第20条で定める検査項目について実施された。

また、有害な業務又は健康障害を生ずるおそれのある業務（規則10―４に規定する18種類の業務。）に従事する職員を対象として、特別定期健康診断が各府省において実施された。18業務を合わせた受診率は93.0%で前年度に比べ0.7ポイント上昇した。特別定期健康診断の結果、医療の面の指導区分の決定を受けた職員の割合は、要医療が受診者の0.9%、要観察が2.6%であった。

このほか、各府省において、臨時の健康診断が実施された。

２　安全の確保

⑴　職場における災害の防止

職場における災害の発生を防止し、安全管理対策を推進するために、各府省から職場における災害の発生状況等について報告を受けている。特に死亡事故等重大な災害については、詳細な報告を受け、的確な再発防止措置が講じられるよう指導するとともに、その後の措置状況について確認するなど、災害発生の防止の徹底に努めている。

また、報告のあった災害状況をまとめたうえ、各府省に提供し、類似の災害発生防止に向けて指導を行っている。

平成20年度に職場で発生した災害により１日以上休業した者は230人となり、前年度に比べ13人減少している。死亡者はいなかった（前年度２人）（図５－１）。

災害の発生状況を事故の型別にみると、「武道訓練」が前年度に引き続き最も多く、次いで「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」、「レク・スポーツ」となっており、これらの事故で全体の８割近くを占めている（図５－２）。